

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第12号

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(乳児等通園支援事業)</u></p> <p><u>第9条 市長は、別に市長が定めるこども園等において、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施する。</u></p> <p><u>2 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもの保護者(以下「乳児等支援給付認定保護者」という。)は、乳児等通園支援事業の実施に関する費用(以下この条において「利用料」という。)を納入しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の利用料の額は、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児をいう。)一人につき1時間当たり300円を限度として、別に市長が定める額とする。</u></p> <p><u>4 乳児等支援給付認定保護者は、前2項に定める利用料のほか、飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第47号)第13条第3項各号の費用を納入しなければならない。</u></p> <p><u>5 第2項に規定する利用料及び前項に規定する費用については、第7条及び前条の規定を準用する。</u></p>	

(預かり保育事業等)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の利用料については、第7条及び第8条の規定を準用する。

(利用の制限等)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

(預かり保育事業等)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の利用料については、第7条及び前条の規定を準用する。

(利用の制限等)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 乳児等通園支援事業の実施に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。